

第 25 号

公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を次のように変更する。

第17条第1号、第20条第1号及び第23条第1号中「及び年度計画」を削る。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

公立大学法人熊本県立大学定款の変更については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。